

令和3年10月25日

令和3年度第7回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年10月25日(月)

午後1時53分開会～午後4時5分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第44号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項による意見決定
について

議案第47号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議(6) 市長に対する政策提案について

5. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高橋 順子 委員

19番 中條 泰洋 委員

20番 菅原 清一 委員

21番 小野寺 正晃 委員

22番 鈴木 至 委員

23番 佐々木 渉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（1名）

10番 横山 藏人 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 松浦 嘉孝

主幹兼係長 北浦 邦之

主事 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

事務所長 門間 道浩

午後1時53分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第7回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、10番横山藏人委員であります。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第7回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。6番佐々木正彦委員、7番布塚幸子委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。

議案第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について審議いたします。

番号115番から132番までの18か件のうち、番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件については、議案第43号においてそれぞれ関連する案件であることから、議案第43号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件を除いた13か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件を除いた13か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第41号、番号115番から132番までの18か件のうち番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件を除いた13か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第41号、番号115番から132番までの18か件のうち番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件を除いた13か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第42号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について番号11番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。10月22日金曜日に、5番委員、7番委員、9番委員、10番委員、12番委員、17番委員6名と事務局2名で現地調査をしていただきましたので報告いたします。

番号11番を7番委員、報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号11番を報告いたします。コンテナハウス置場11棟分等を目的とした転用です。申請地の周辺状況は、水田地帯の一角にあり、基盤整備に入っていない所でした。東側は道路を挟んで水田、西側に雑種地、南側に道路を挟んで水田、北側が道路を挟んで水田でした。申請地の状況は、盛土されてあります。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、例外的に許可されるものと思われます。雨水の周辺農地への影響は、その盛土された申請地と水田の間が道路で隔てられているので、影響はないものと思われます。

議長（佐々木政直会長）

19番委員

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号11番について質問します。現状は盛土がされているという説明ですが、もう少し詳しく教えていただければと思います。何か作付されていたり、また、盛土しているということなので、もしかすると現況が大きく変わっているだとか、その辺を確認したいので、詳しく説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号11番ですが、金曜日の現地調査に行った段階では少し草刈りしたような跡がありました。また、少し碎石がありました。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時23分から午後2時35分まで休憩〕

〔20番委員から、申請人の親が土盛りを行い、水田から畑として使用していたが、その後、休耕田となってしまった。現在、一部、碎石があるが、農地として使用できる状況である旨の説明があった。〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号11番1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第42号番号11番の1か件を意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第43号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号127番から147番までの21か件のうち、番号127番と番号128番の2か件については、議案第44号、番号24番、25番とそれぞれ関連する案件であることから、議案第44号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号127番と128番の2か件を除いた19か件と、議案第41号番号124番、126番、128番、130番、132番の5か件を合わせた24か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告をいたします。

番号129番を5番委員、報告をお願ひいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号129番を報告します。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。申請地は宅地内の農地です。申請地の管理状況は、一部雑草繁茂でしたが概ね良好でした。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。生活排水は公共下水道を利用ということで、周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号130番と131番を9番委員、報告をお願ひいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。初めに番号130番を報告いたします。太陽光発電パネル192枚の設置を目的とした転用です。申請地周辺は三方が牧草地となっており、南側に道路を挟んで山林があり、申請地は雑草繁茂の状態でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い農地のため第2種農地と見てまいりました。雨水の対策は、自然浸透で処理し、周辺への影響はないものと見てまいりました。

次に、番号131番を報告します。太陽光発電パネル192枚の設置を目的とした転用です。申請地周辺は二方を牧草地、北側に太陽光発電パネルが設置され、南側に道路を挟んで山林で、申請地は雑草繁茂の状態でありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の農地であることから第2種農地と見てま

いました。雨水の対策は、自然浸透で処理し、周辺への影響はないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

番号132番，133番，134番，135番を5番委員，報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号132番，133番を併せて報告します。牛舎及びパドック等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、南側に川を挟んで農業用施設，西側に河川と市道を挟んで宅地，東側と北側は農地でした。申請地の管理状況は大豆と野菜が少々，ネギなどが作付されておりました。農地区分は，農振農用地で原則は転用不許可だが，農業用施設用地に供するため例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は，自然浸透で処理し，周辺への影響はないものと見てまいりました。

続きまして，番号134番を報告いたします。中古車置場20台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，西側に宅地，南側は雑種地，そのほかは道路を挟んで農地でした。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属した第1種農地で，原則は転用不許可だが，業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は，自然浸透で処理し，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に，番号135番を報告します。中古車置場15台分を目的とした転用です。申請地は，宅地に囲まれた農地でした。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，隣接する農地がない小集団の第2種農地と見てまいりました。雨水の対策は，北側水路に排水することで処理し，隣接する農地がなく周辺への影響はないと思われまゝです。以上報告を終わります。

19番（中條泰洋委員）

番号136番を7番委員，報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号136番を報告いたします。事務所及び倉庫等を目的とした転用です。申請地の周辺状況は，水田と宅地に囲まれており，東側は宅地，西側は水田，南側と北側も水田です。申請地の管理状況は，既に建物が建っておりま

した。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則は転用不許可であります。業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため例外的に許可できるものと思われま。雨水の対策は、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号137番を5番委員、報告をお願いいたします。

5番（齋藤真理子委員）

5番です。番号137番を報告します。宅地分譲4区画を目的として転用です。

申請地周辺の状況は、南側に道路と用水路を挟んで農地、その他の三方を宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。

農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域にある農地であることから、第3種農地と見てまいりました。生活排水については、合併浄化槽を設置することで、周辺農地への影響は問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号138番から140番と番号141番を12番委員、報告をお願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号138番、139番、140番を併せて報告します。太陽光発電パネル162枚等の設置を目的とした転用です。申請地は、畑と原野に囲まれた土地でした。東側は畑、西側も畑、南側は原野、北側が畑です。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅があるということで、第3種農地と見てまいりました。雨水の対策は、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に番号141番を報告します。太陽光発電パネル162枚等の設置を目的とした転用です。申請地は、番号138番、139番、140番に隣接した土地で、草刈りがきちんとしておりました。申請地周辺の状況は、東側が畑、西側も畑、南側は畑と原野、北側は畑となっております。申請地の管理状況はきちんとして草刈りがされておりました。農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅があるということで、第3種農地と見てまいりました。雨水の対策は、隣地の番号138番、139番、140番と同様に、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと思われました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号142番，143番を9番委員，報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。初めに番号142番を報告いたします。太陽光パネル架台支柱64本等の設置を目的とした転用です。申請地は，四方が3メートル位の高低差のある農地の中にあつて平らな農地であり，除草管理はなされていきました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則転用は不許可だが，一時的な転用であるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は，自然浸透で処理し，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

次に，番号143番を報告します。太陽光パネル架台支柱64本等の設置を目的とした転用です。申請地は南側が緩やかに傾斜した農地で，三方を農地に囲まれ，北側に太陽光発電パネルが設置されておりました。農地区分は，10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則転用は不許可だが，一時的な転用であるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は，自然浸透で処理し，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号144番，145番，146番を7番委員，報告をお願いいたします。

7番（布塚幸子委員）

7番です。番号144番，145番を併せて報告いたします。太陽光パネル架台支柱64本等の設置を目的とした転用です。申請地は緩い傾斜地であり，申請地周辺の状況は，東側は宅地，西側は草地，南側は雑種地，北側は草地です。申請地の管理状況は，草刈管理されて良好であります。農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則転用は不許可だが，一時的な転用であるため，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水の対策は自然浸透で処理し，周辺への影響はないと見てきました。

次に，番号146番を報告いたします。太陽光パネル架台支柱64本等の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，東側は杉山，西側は雑種地と山林，南側は雑種地，北側は山林でした。申請地の管理状況は，水田で稲が刈り取り

された跡がありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水の対策は自然浸透で処理し、周辺への影響はないと見てきました。

19番（中條泰洋委員）

番号147番を12番委員，報告をお願いいたします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号147番を報告いたします。居宅1棟と駐車場3台分を目的とした転用です。申請地は三方を水田に囲まれている土地でした。申請地周辺の状況は、東側が田と宅地，西側が田，南側が田，北側が田です。申請地の管理状況は稲刈りをした跡があり，今年作付したものと思われました。農地区分は，概ね10ヘクタール以上の一団の農用地に属する第1種農地で，原則は転用不許可だが，居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置しているため，例外的に許可できるものと見てきました。雨水の排水対策は，既存の側溝に流すと思われるため，周辺農地への影響はないものと見てきました。また，生活排水処理は隣が祖父の家ということで合併浄化槽により処理することで問題ないと見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号136番ですが，既に建物が建ててあったことについて少し詳しく説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いします。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

事務局です。位置図にもあるとおり，母屋と今回の当該地が少し重なっている状況であります。こちらの建物は，平成10年に建築されたものです。今回，

なぜ数十年も判明してこなかった後にこのような申請に至ったかといいますと、母屋の隣に作業場が現地調査でも確認されたのですが、この度息子夫婦との二世帯住宅を建てるため農地を銀行に担保として提供する際に、銀行からその農地に建物が建っているようなので適切に処理してくださいということで、今回の申請に至りました。お父さんと息子の使用貸借になるわけですが、職業欄にもありますが、どちらも大工で、建築の業務に携わるものなので、基本的には農地に建物を建ててはいけないというのは理解していて欲しい職種ではありますが、本人に確認したところ、農地法の認識がなかったということで、予め始末書も申請日と同時に提出されている状況でございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかご意見ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。事務局の対応についてお聞きします。予めという言い方は少しおかしいと思います。総会において処分を決めるものですので、事務局が判断することではないと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

本人から提出されていますという意味での説明でした。

議長（佐々木政直会長）

8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。本人からの始末書の提出というのはあるのですが、それは事務局で判断することではないと思います。以前もこのようなことがありました。予め始末書や顛末書等々提出がありましたという事務局の答弁がありましたが、これは総会の席で決めることでしょうか。それに伴って事務局が動くべきだと。私もそのような意見には大賛成でございますので、改めて申し上げたつもりです。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。事務局，よろしいですね。

事務局（千葉晃一事務局長）

ただ今，8番委員よりいただいたご意見は，ごもつともであると事務局でも認識しているところでございますので，今後は，そのような事務の進め方をしてまいります。申し訳ございませんでした。

議長（佐々木政直会長）

そのほか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。確認ですが，今8番委員の言われたことですが，対応としては始末書または顛末書の類はまだ受け付けないという形でいいのでしょうか。その点を確認したいと思います。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時56分から午後3時2分まで休憩〕

〔事務局から，予め始末書の提出があった経緯を説明した後，8番委員から，予め始末書等の提出があるのはおかしく，事務局で判断するものではなく，総会において決定する旨の意見があった。今後の対応としては，総会で決定した後に始末書等の提出を求めていく形をとる。〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，再開します。

まず，番号136番の件で改めて質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ，先ほど休憩中にご意見をいただきましたが，そのまとめを6番委員，お願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号136番に関しまして，現地調査委員より既に建物等が建っているという報告があり，その後，18番委員よりご質問があり，その経過等を事務局から説明がございました。さらに，8番委員より事務の処理について事務局に対してのご意見もございました。休憩中の回答も含めて，これらのまとめ

といたしましては、既に建物も建っているということから、建物を建てた本人である譲渡人より会長並びに宮城県知事宛に始末書を提出いただき、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、ただいまの6番委員のまとめでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号136番1案件については会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達するという事で再度ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。質問ですが、番号141番と146番について、譲受人のことについて伺いますが、譲受人の個人情報を言わなければならないので、休憩をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後3時4分から午後3時19分まで休憩〕

〔番号141番、146番については、それぞれ合同会社の代表社員の名前が載っているが、記憶では、この社員の名前は、番号143番、144番の関連の社員ではないかと思うが、関連性について伺いたい旨の質問があった。〕

事務局から、番号138番からの案件と、番号143番、144番の譲受人の会社の関連社員が、合同会社として会社をおこし、約1千万円の資本金を投入し、新たな会社を設立し今回の申請になっている。

番号141番の代表社員については、番号138番等々の会社の社員となっており、番号146番の代表社員については、番号144番等々の当該会社の役員にな

っている人が、新たに代表社員として名を連ねたという形なので、関連会社としてみてよろしいと考えます。

なお、この会社が福岡県、愛知県となっておりますが、住所を調べたところ、バーチャルオフィスとありますが、電話やネットなどで手続き等々、窓口になるような会社の設立、オフィスというような場所になっているようである旨の説明があった。]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 127 番、番号 128 番の 2 か件を除いた 19 か件と、議案第 41 号、番号 124 番、126 番、128 番、130 番、132 番の 5 か件を合わせた 24 か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 43 号番号 127 番と番号 128 番の 2 か件を除いた 19 か件のうち、番号 136 番を除く 18 か件については、意見相当と認め、県に進達いたします。なお、番号 136 番 1 か件については会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。議案第 41 号、番号 124 番、126 番、128 番、130 番、132 番の 5 か件については了とし、関連する農地法第 5 条第 1 項の許可が県より交付されたのと同時に許可書を交付するものといたします。

ここで、3 時 30 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 3 時 21 分から午後 3 時 30 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。議案第 44 号農地転用事業計画変更承認申請について番号 22 番から 25 番の 4 か件と、議案第 43 号、番号 127 番、128 番の 2 か件を併せた 6 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査の報告をいたします。

議案第44号、番号23番と議案第43号、番号127番と128番を続けて、17番委員、報告お願ひいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号23番を報告します。申請地の周辺の状況ですが、住宅地の中にある畑です。周辺四方が宅地です。申請地の管理状況、草刈りした跡が見られ、管理は良好でした。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された区域にある農地であることから、第3種農地と見てきました。

次に、番号127番を報告します。宅地分譲4区画を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、四方は宅地で、道路に面した住宅の中にある畑です。申請地の管理状況は草刈りした跡があり、管理は良好です。農地区分については、都市計画区域内の用途指定された区域にある農地であることから、第3種農地と見てきました。雨水対策は、自然浸透で処理し、生活排水は下水道を利用することで周辺への影響はないと見てきました。

次に、番号128番を報告します。資材置場等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、四方が住宅地である中の畑です。申請地の管理状況は一部雑草が伸びていたのですが、全体としては良好でした。農地区分については、都市計画区域内の用途指定された区域であることから、第3種農地と見てきました。申請地周辺は宅地のみであることから農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で、現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号22番から25番の4か件と、議案第43号、番号127番、128番の2か件を合わせた6か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 22 番から 25 番の 4 件と、議案第 43 号、番号 127 番、128 番の 2 件を併せた 6 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 44 号番号 22 番から 25 番の 4 件と、議案第 43 号、番号 127 番、128 番の 2 件を併せた 6 件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 45 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について、番号 598 番から 605 番までの 8 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 598 番から 605 番までの 8 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 598 番から 605 番までの 8 件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 45 号、番号 598 番から 605 番までの 8 件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について、番号 10 番から 17 番までの 8 件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 10 番から 17 番までの 8 案件について質疑を承ります。質疑
ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 10 番から 17 番までの 8 案件を了としてよろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号、番号 10 番から番号 17 番までの 8 案件につい
て承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 47 号非農地証明願について番号 8 番、1 案件について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。
19 番委員。

19 番（中條泰洋委員）

19 番です。それでは、現地調査の報告をいたします。番号 8 番を 7 番委員、
報告をお願いいたします。

7 番（布塚幸子委員）

7 番です。番号 8 番を報告いたします。申請地の状況は宅地で、倉庫があり
ます。隣地との境にはブロック塀があり、そして庭はアスファルト舗装されて
ありました。20年以上経過している証明としては、平成 9 年 4 月に建物が登記
されて現在に至っていることで証明となるものと思われまふ。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 8 番，1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

11 番です。直接は関係ないと思いますが，今登記という話が出ましたが，その時点で農地に家を登記したということはあるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

この件に限りませんが，このような事例が多々ありまして，市の建築確認を担当している建築住宅課に確認したところ，建築確認の際には底地までは精査しないということでした。それについて少しトラブルがありましたので，申請者ご自身が建築確認の申請に来た場合は，多少底地も気にかけて審査して欲しいということを担当者間でお願いしております。その当時は，建築確認の際，底地は実務上確認していなかったため，このようなことが起きたのではないかと推察されます。

議長（佐々木政直会長）

11 番委員，よろしいですか。

11 番（中鉢守委員）

建築確認の件は昔から言われているので分かっていたのですが，登記という言葉があったのですが，建物も法務局の登記なのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

建物についても法務局で登記できることになります。あくまで建物を登記するということなので，下地は基本的に問われません。そこはリンクしない箇所になっております。実際，現在は一般的に家を建てたりする場合，金融機関からお金を借りることになりますので，何か土地に問題があると抵当権の設定等々で必ず金融機関において引っかかることがあります。昔の物件ですと現

金等々で建てられたと考えられます。今回の件について、登記簿を見ますと全く抵当権が入った形跡がございませんので、現金で建てられたことが考えられます。今はほとんどないと思いますが、30年前とか40年、50年前については、現金で建てたことが考えられますので、このような案件は、まだこれからも出てくると思われます。

議長（佐々木政直会長）

11番委員，よろしいですか。

11番（中鉢守委員）

はい，分かりました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号8番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第47号，番号8番1か件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで，1審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは，次第の8協議事項に入ります。

農政の協議（6）市長に対する政策提案について，事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが，何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，農政の協議（6）市長に対する政策提案については，原案どおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（６）市長に対する政策提案については、原案のどおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか，事務局で何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ，以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。

大変，長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして厚く御礼申し上げたいと思います。これで，第7回の定例総会を終了することになりますけれども，私は議長の座を降りさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

以上をもちまして、令和3年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞さまでございました。

午後4時5分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 正 彦

委 員 布 塚 幸 子